

目次

E 8-CR-★1-告訴状20220419.....	2
E 8-CR-★2-証拠20220419.....	6
E 8-CR-★3-6号証.....	8
E 8-CR-★4-7号証.....	10

告訴状 E8

令和 4 年 4 月 19 日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被告告訴人

前橋地方検察庁検察官検事の上村正に対し、公務員職権濫用罪と脅迫罪と犯人隠避罪。

告訴の趣旨

被告告訴人の以下の所為は後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め、告訴する。

告訴事実 1 実質的理由を示さない不起訴処分を重ねて妨害し、害意を表示した

1-1 私が令和 1 年 11 月 14 日に、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)1 階の被害者支援相談室にて、告訴告発担当の佐藤・川西両検察事務官に提出した、告訴状 E(1 号証、事件番号: 前橋地検令和 1 年検第 2191～2193 号)の、不詳 1 の詐欺未遂、不詳 2 の詐欺未遂、不詳 3 の詐欺未遂、について其々、同庁検察官検事の上村正が、令和 2 年 12 月 18 日に、不起訴処分(2 号証)にした。

1-2 上村正が、令和 3 年 1 月 13 日付の不起訴処分理由告知書(3 号証)を私宅に郵送した。

そこには、当該不起訴処分の理由は其々、嫌疑不十分、と記載されていた。

しかし、なぜ「嫌疑不十分」なのか?誰にも解らない。 過度漠然性故に当然無効である!!!

1-3 私が令和 1 年 11 月 14 日に、同庁同室で佐藤・川西に提出した、告訴状 E(1 号証、事件番号:前橋地検令和 1 年検第 2190 号)の、不詳の詐欺を、同庁検察官検事の上村正が、令和 3 年 3 月 16 日付で、不起訴処分(4 号証)にした。

1-4 上村正が、令和 3 年 3 月 22 日付の不起訴処分理由告知書(5 号証)を私宅に郵送した。

そこには、当該不起訴処分の理由は、嫌疑不十分、と記載されていた。

しかし、なぜ「嫌疑不十分」なのか?誰にも解らない。 過度漠然性故に当然無効である!!!

また、令和 2 年 12 月 7 日付の抗議書(7 号証)提出後も取扱を変えていないことから、同庁の一貫した実質的理由の不告知の方針は、事実上明らかである。

またこの抗議直後に、「もし今後も取扱を変えないつもりなら、理由告知書も常に一緒に送ってほしい」旨を申し入れたところ、以後は請求無しで送って来ている経緯からも明らかである。

★不備内容(指摘箇所)が誰にも特定できないのは厳然たる事実なので、これは妨害に他ならない。

実質的理由の告知を拒否した点、ひいては合理的根拠の無い当該不起訴処分自体が、妨害である。

★当該不起訴処分の合理的根拠が無いのに、実質的理由の告知を拒否した点は隠蔽である。

誰にも隠蔽の職権は無い。 犯罪の隠蔽は当然に犯罪である。 その抗弁事実が無い。

★この過度漠然性と妨害性を認めない欺瞞こそ隠蔽の証明である。

なぜ「嫌疑不十分」なのか？ どこがどのように？ 事実として、誰にも解らない。

たとえどれだけ取扱実績が有ろうと、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、処分の根拠が誰にも解らないため、訂正しようが無く、再提出しても無駄なので、その妨害効果は 100%明白である。

再提出自体はできるが、同じ理由で不起訴処分となることが予見されるので、堂々巡りで意味が無い。

したがって、社会通念上、過度漠然性により、当然無効な指摘なので、実質的に、理由たり得ない。

誰にも自明過ぎる。 これまで問題にされなかっただけ。 別途、補足説明が実態と思われる(差別)。

★加えて当然に、合理性は訴えた嫌疑の強さに依存する(個別性)。 一般的の公信力は通用しない。

害意とは非人扱い、ないし、無法社会化である

これを犯罪とする根拠は、ひとえに、上記の過度漠然性による妨害効果と無効の過度自明性である。

故に当然無効と承知の上で、合理的根拠無く、当該一連処分を敢行した点である。(確信犯)

上記の当り前を認めない狂気は、多勢に無勢に乗じた、非人扱い(無法社会化)としか説明できない。

つまり、「我々はお前を認めない」との害意を書面に表示して見せたものである。

要するに、包囲網として社会が一丸となって、未来永劫、一切を無視し続ける陰謀である。

なお、「包囲網」の概要は、被害届 2022(8 号証)と Case-List(9 号証)の通りである。

Case-List の各事象の超高度の蓋然性は、全てが包囲網による迫害としか説明が付かない。

妨害による侵害である

★犯罪を告訴し身の安全の回復を求めることは、当り前に、自由権的な権利性は有る。

また、告訴権は元々、合理的に起訴される権利ないし利益を内包している。

制度として個人の起訴権を奪っている現状や、一度告訴状を受理した以上、平均的確率で起訴されるべき合理的期待を担う点、などからも当然である。

これは本件のような、合理性の欠如(隠蔽)という非常時に限り、発動する。

その基礎は、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯罪の検挙により身の安全の回復を求める権利)である。 たとえ権利でなくとも、法律上保護される利益である。

★既提出分の適正な起訴を受ける権利・利益のみならず、再提出(新規)の妨害である。

顕在化した当り前の犯罪である。 少なくとも以下の点。

民訴の過程で 4 件ともナリスマシが確定した。 約 14 万円の実損も有る。 ナリスマシは、詐取より悪質な目的の害意に相違無く、捜査機関としては放置できない。 偽計業務妨害が詐欺である。

それなのに、詐欺しか訴えていない点に付け込み、長期間握り込んで公訴時効にした。

●被告訴人の違法性

「理由の告知」とは言えない点は、刑事訴訟法第 261 条、規程第 76 条の規定の趣旨に違背している。

合理的根拠が無い点は、経験則・論理則違反であり、刑訴法 318 条の自由心証主義の濫用である。
法を破った点は、例えば、「この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法 76 条)の違反である。
総じて反社会的なので、広義の違法(信義則(民法 1 条 2)や公序良俗(民法 90 条)違反)である。

・検察の理念

- 1 法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、
- 3 真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。

★刑訴法 239 条 2「官吏の犯罪告発義務」

・国家公務員法 82 条「非行」

・国家公務員法 99 条「信用失墜行為」

★憲法 13 条 生命に対する権利

★★憲法 13 条又は 31 条 適正な手続を受ける権利

★憲法 99 条「憲法遵守義務」

★隠蔽は必然的に各罪の効果を伴う。

上村正、に対し、脅迫罪（刑法第二百二十二条）

(第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。)

告訴事実 1 により、上村正は、前橋地方検察庁の告訴告発担当検察官検事として、公正に公訴権を行使すべき立場に在りながら、包囲網として通謀して、私の人格的生存(生命と自由と名誉)への無言の脅迫の意図を持って、その職務を装って、その職権を濫用して、私の当り前の告訴状の嫌疑をまるで無視した、合理的根拠の無い当該不起訴処分を行い、「我々はお前を認めない」との、害意の氣勢を公然と当該不起訴処分理由告知書に表示し、もって、その過度漠然性による妨害性の過度自明性を誇張し、包囲網ないし無法社会化の脅威を暗示し、もって、無言の威力脅迫を行い、訴えた犯罪被害を継続させ、私を恐怖させたので、脅迫罪である。

上村正、に対し、犯人隠避罪（刑法第百三条）

(第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。)

告訴事実 1 により、上村正は、前橋地方検察庁の告訴告発担当検察官検事として、公正に公訴権を行使すべき立場に在りながら、包囲網として通謀して、不詳の詐欺罪、不詳 1 の詐欺未遂罪、不詳 2 の詐欺未遂罪、不詳 3 の詐欺未遂罪、を其々免れさせる為に、その職務を装って、その職権を濫用して、私の当り前の告訴状の嫌疑をまるで無視した、合理的根拠の無い不起訴処分を重ね、もって、国の刑

事司法作用を妨害し、同人らを隠避させた。

同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかなので、犯人隠避罪である。

上村正、に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

(第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

告訴事実 1 により、上村正は、前橋地方検察庁の告訴告発担当検察官検事として、公正に公訴権を行使すべき立場に在りながら、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、包囲網として通謀して、職権濫用の意図を持って、その職務を装って、その職権を濫用して、私の当り前の告訴状の嫌疑をまるで無視した、合理的根拠の無い不起訴処分を重ね、当該告訴状の訂正及び再提出ないし新規提出を妨害し、訴えた犯罪被害を継続させ、もって、私の生命に対する固有の権利(憲法 13 条)と起訴の公正という公益を侵害し、私の適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の行使と将来の賠償請求訴訟を、いずれも実質的に妨害し、また、本来は私に義務の無い本告訴状を作らせたので、公務員職権濫用罪である。 なお、本罪は他の二罪の牽連犯と考える。

拳証方法 証拠説明書と 1 から 9 号証

なお、全事件の最新情報は、私のサイト <https://alien1961.xyz/>に公開している。

付属書類 証拠説明書と 1 から 9 の全書証

以上

告訴E8証拠説明書

令和4年4月19日

番号と分類	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号書証 ①から⑦	告訴状E一式	写し 全11頁 各書面日 私が作成	挙証すべきは、 <u>告訴状E一式の内容</u> である。 ひいては当該不起訴処分に、 <u>ここに記載した嫌疑に対する理由が無い事実</u> である。 内訳は、①令和元年11月14日付の告訴状4頁と②20191114付の証拠説明書1頁、③令和元年11月25日付の補充書2頁、④20191210付の証拠説明書1頁、⑤令和元年12月12日付の補充書1頁、⑥令和2年4月8日付の補充書1頁と⑦20200408付の証拠説明書1頁。 事件番号が罪名毎に2群に分れたのは同庁の職権判断であり、元の告訴状は1つである。 なお必ずしも補充書という題名ではない。 <u>合理的根拠の存否以前に、訴えた嫌疑に対する理由が無い、形式不備</u> なので、当該証拠類は省略する。
2号書証	処分通知書1/2	写し 全1頁 20201218 上村正が作成	挙証すべきは、 <u>上村正が1号証の告訴状Eへの一回目の不起訴処分を行った事実と内容</u> である。 <u>令和2年12月18日、 前橋地方検察庁検察官検事 上村正、 告訴日:令和元年11月14日、 被疑者:不詳1,不詳2,不詳3、 罪名:</u> <u>詐欺未遂、 事件番号:前橋地検令和元年検第2191,2192,2193号、 処分年月日:令和2年12月18日、 処分区分:不起訴。</u>
3号書証	不起訴処分理由告知書1/2	写し 全1頁 20210113 上村正が作成	挙証すべきは、 <u>上村正の1号証の告訴状Eへの一回目の不起訴処分の理由</u> である。 しかし不起訴裁定主文は <u>理由とは言えない</u> 。 ★なぜ「嫌疑不十分」なのか?事実として、誰にも解らない。 過度漠然性故に当然無効な指摘である。 <u>令和3年1月13日、 前橋地方検察庁検察官検事 上村正、 告訴日:令和元年11月14日、 被疑者:不詳1,不詳2,不詳3、 罪名:詐欺</u> <u>未遂、 不起訴処分の理由:嫌疑不十分、 令和元年検第2191ないし2193号。</u>
4号書証	処分通知書2/2	写し 全1頁 20210316 上村正が作成	挙証すべきは、 <u>上村正が1号証の告訴状Eへの二回目の不起訴処分を行った事実と内容</u> である。 <u>令和3年3月16日、 前橋地方検察庁検察官検事 上村正、 告訴日:令和元年11月14日、 被疑者:不詳、 罪名:詐欺 事件番号:前</u> <u>橋地検令和元年検第2190号、 処分年月日:令和3年3月16日、 処分区分:不起訴。</u>
5号書証	不起訴処分理由告知書2/2	写し 全1頁 20210322 上村正が作成	挙証すべきは、 <u>上村正の1号証の告訴状Eへの二回目の不起訴処分の理由</u> である。 ★なぜ「嫌疑不十分」なのか誰にも解らない。 過度漠然性故に当然無効である。 <u>令和 3 年 3 月 22 日、 前橋地方検察庁検察官検事 上村正、 告訴日:令和元年 11 月 14 日、 被疑者:不詳、 罪名:詐欺、 不</u> <u>起訴処分の理由:嫌疑不十分、 令和元年検第 2190 号。</u>
6号書証	令和2年6月29日付の前橋地検への抗議書	写し 全2頁 20200629 私が作成	挙証すべきは、 <u>不起訴処分の理由の不告知等について、この書面で抗議したこと</u> である。 告訴告発担当の久保・川西に提示した。 <u>前橋地検宛で、題名は「抗議書」。</u> 2頁目に記載の前橋地検過去の対応三点は、告訴状Mの内容である。 <u>不起訴処分の理由の過度漠然性により、訂正や再提出ができないので、社会通念上、実質的な理由たり得ないし、手続妨害である。</u> なお、この抗議に対して、 <u>まさに同日付で、上村正が告訴状Hの二件を不起訴処分した点は、凄まじく露骨な敵意である。</u>
7号書証	令和2年12月7日付の前橋地検への抗議書	写し 全1頁 20201207 私が作成	挙証すべきは、 <u>同日、不起訴処分の理由の過度漠然性について、この書面で改めて同庁に抗議したこと</u> である。 久保・川西に手交した。 <u>前橋地方検察庁長官宛で、題名は「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」。</u> <u>不起訴裁定主文とは、単なる原因分類名に過ぎず、</u> <u>当該告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?判らないため、訂正や再提出ができないので、社会通念上、実質的な理由たり得ない。</u>
8号書証	被害届2022	写し 全2頁	挙証すべきは、 <u>当該不起訴処分の動機である、包囲網の概要や生い立ち</u> である。

告訴E8証拠説明書

令和4年4月19日

		20220411 私が作成	★ <u>包囲網とは女のブラックリスト</u> であり、「 <u>据え膳喰わぬは男の恥</u> 」の累積結果による迫害網である。 <u>社会的村八分</u> による <u>非人扱い</u> である。 ★ <u>全機関の当り前を認めない狂気は、多勢に無勢に乗じた、非人扱い(無法社会化)</u> としか説明できない。
9号書証	Case-List	写し 全12頁 20220401 私が作成	挙証すべきは、 <u>当該不起訴処分の動機である、包囲網の实在</u> である。各告訴状に添付した「 <u>恣意性一覧表</u> 」の最新版である。 <u>各事象の極めて高度の蓋然性</u> に加え、それらが <u>私に集中</u> している因果関係から、全てが <u>包囲網の迫害</u> としか説明が付かない。 <u>数字で合理的に考えれば疑いの余地は無い</u> が、本書を <u>直視した機関は無い</u> 。これらを <u>全て否定するのは不可能である</u> 。

抗議書

令和2年6月29日

前橋地方検察庁 御中

1 「嫌疑不十分」は規定された告知理由になりません(立法趣旨違反)

不起訴処分理由告知書(様式第119号、刑事訴訟法第261条、規程第76条)について、嫌疑不十分とは単なる原因別分類であって、理由そのものではなく、また、告訴状とは、嫌疑を列挙した書面であり、このように、どこをどのように否定したのか? が特定できない表現では、社会通念上当り前に、過度漠然性により、理由の告知とは言えません(不合理)。これではまるで謎掛けであり、例えば嫌疑不十分の箇所を修正して再提出できません(妨害) 刑法の罪状とはすべからず、稀有な行為を定義したものと言えますから、告訴状としてそれに該当した以上、裏には動機が有るはずだと考えるのが、当り前の刑事的観点だと思います。まして告訴状Hの差別対価の場合は、証拠となるべき価格データを被告訴人らが握っている為、一般人には入手(立証)不可能であり、捜査に頼るしかありません。

このような場合に、証拠も無く嫌疑不十分とするのは、著しく社会不正義です。国家権力機関に常に合理性が求められているのは、人権の歴史から見て当然であり、特に検察庁は起訴独占機関であることから、不合理による結果的な妨害効果は免れません。

これは付審判申立や検察審査会申立などの抗制が有るからいいというものではなく、また、いずれの抗制も必ず起訴される保証は無いこと、時効は中断されないことなどから、起訴を求める権利(刑事裁判を受ける権利、適正な手続を受ける権利)の行使の妨害だと考えます。

権利の行使を妨害し、義務の無い抗制を取らせた点は、公務員職権濫用罪と考えます。

現に職権濫用による隠蔽の温床となりうる懸念が有る点は適用違憲と考えます。

当り前に嫌疑十分な事件なのに、どの嫌疑をどのように否定したつもりなのですか?

捜査もせずに当り前のことを否定したのなら、論理則違反であり、公序良俗違反です。

ですから、抗弁事実としても、正当理由を告知願います。

なお、告訴状Hの動機は、事件Aに記述の通り、15年も前から続く、包囲網による私への一貫した不買運動であり、タクシー乗務員時代の日常茶飯事の顔パス現象や会社の平均売上の連動現象などから、相互関連性として明らかです。

なお、「告訴状単位でしか判断しない」旨は起訴独占機関としての論理であり、相互関連性を考慮しない捜査機関など、有り得ません。

価格操作(差別対価)は経済現象ですから、違法性の判断も、あくまで統計的な相対比較の問題になりますが、一箱(10本)50円という、箱代以下の実質マイナス価格に異常性を感じなければ、何も始まりません。

既述の通り、青果市場の価格の閉鎖性(個別性)により、価格データが入手できない為、この価格操作(差別対価)の蓋然性を一般人が証明することは困難です。

過去の対応について

①「未だ事件性を判断する段階ではない」旨は、虚偽であり差別です

「告訴状が完成するまでは事件性を判断しない」という前橋地検の論理によれば、告訴状が完成しないと、誰も捜査して貰えなくなりますが、それでは緊急性に対応できませんから、用が足りず、捜査機関として成り立たないことは誰でも判ります。

被害届だけで捜査に着手した実績が有ることも公知ですし、補充捜査専門の中途半端な捜査機関ではないはずですから、これは明らかに判断回避の為の口実です。

虚偽である以上は、予見可能性に基く結果回避義務違反です

前項の論理が虚偽である以上は、提出した各告訴状の内容と職責に因る、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反です。

恣意性一覧表に記載の通り、各事件は其々、極めて高度の蓋然性が有ります。

②不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻しは、過度漠然性により差別です

「犯罪事実が特定されていません」との表現では、「どこがどのように不備なのか」が全く判りませんし、特に私の場合は、最大 12 告訴状で延べ 55 罪に及ぶ為、不備箇所を探す手掛りが無ければ、現実問題として、修正に着手できませんから、結果的に告訴の妨害です。

言い換えると、本当に不備が有るのか？と訊ねたのに無視したということです。

なお、提出後差戻しまでに、平均 1 か月前後の審査期間を要しますから、足し上げると、その間に当該事件の時効が進行し、その後の選択肢が減るなどの機会損失が膨らみます。

③「告訴の窓口は、我々以外には無い」は、虚偽であり差別です

第一に、捜査機関に内部牽制の体制(非常ルート)が無いはずが有り得ません。

第二に、彼らの告訴状を本人達に渡しても、きちんと他部署に引き継ぐこと(適法性)が期待できません。

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

以上

前橋地方検察庁長官 殿

不起訴処分理由の不告知に対する抗議書

今井 豊

日頃は大変お世話になっております。

さて、掲題についてはかねてより個別に担当検察官に指摘申し上げて来たところですが、その後いっこうに改善が見られない為、本書を提出させていただきます。

捜査機関は、理由も無く当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。理由が無いことは容易く自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。捜査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。私が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。

具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

私のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

1 不起訴処分理由告知書(様式第119号)の裁定主文は実質的な理由になりません

検察庁の一般的取扱として、不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎませんので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか? という実質的(合理的)理由が解らないので、社会通念上の理由になり得ず、社会的妥当性を欠いていることは誰でも解りますから、この書面だけをもって理由とするのは、規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。(制度的瑕疵)。

2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかったことは告訴の妨害です

したがって、実務上は別途、口頭により告訴人に補足説明しているのが実態と推定されますので、当該検事が当り前の抗議を無視して簡単にできるはずの実質的理由の告知を一切拒否して来たことは、私への差別と隠蔽の疑いを強く感じております。

3 したがって、別紙の各不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

以上の理由から、不起訴の実質的理由の告知について、貴庁としての改善を要望します。また、私としては当面、以下のように対応します。

①必ず不起訴処分理由告知書の交付を求めます(過去の未入手分も一括で請求します)。

②それに加え、口頭で実質的理由の告知を求め、録音します。

当り前のことを必ず否定ないし看過しているはずですが、特に付審判請求書を書くに当り、不起訴処分の不当性を詳しく摘示することができません。

以上